

# 技術的要素等評価項目表

分類	評価項目	必須:○ 任意:●	評価内容	評価基準	配点	最高 得点	
1 社会的 評価	1 奈良県社員・シャイン職場 づくり推進企業登録の有 無	○	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	・登録あり ・登録なし	20 0	20	
	2 女性の活躍及び仕事と子 育ての両立に係る取組の 状況	○	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無 (1、2-②、及び2-③に該当する場合、重複しての加算はありませ ん)	・登録あり ・登録なし	10 0	20	
			② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくる みんのいずれかの認定の有無 (1の登録において申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育 ての両立に係るもののみである場合は、重複しての加算はありませ ん)	・認定あり ・認定なし	20 0		
			③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事 業主行動計画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るも ののみである場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加算はあ りません)	・策定あり ・策定なし	10 0		
	3 障害者の雇用及びその促 進に向けた取組の状況	○	① 雇 用 人 数	(a) 法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)の場合、 労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	・雇用率が3.5%以上 ・不足人数なし ・不足人数あり	20 10 0	20
				(b) その他の事業者(常用雇用労働者数43.5人未満)の場合、 障害者雇用の有無	・障害者の雇用あり ・障害者の雇用なし	20 0	
			② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3) (1回あたりの実施日数が3日以上)の職場実習受入実績の有無)	・実績あり ・実績なし	10 0		
			③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績 の有無(年間10万円以上の発注実績の有無)	・実績あり ・実績なし	10 0		
			④ 協力雇用主登録の有無 (4-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	・登録あり ・登録なし	2 0		
	4 保護観察対象者等の雇 用の状況	○	② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条 に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	・雇用あり ・雇用なし	20 0	20	
				⑤ 環境に配慮した事業活動 の状況	○		ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マ ネジメントシステムの登録又は認証の有無
	6 人権意識の向上に係る取 組の状況	○	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無(※5) (当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録において、申請時の取組内容(※1)がハラスメント対策 に係るもののみである場合は、重複しての加算はありません)	・実施あり ・実施なし	20 0	20	
	7 公契約条例違反の有無	○	公契約条例違反による過料もしくは入札参加停止の件数 ▲20×回数(上限▲100)	・違反あり ・違反なし	▲20~ ▲100 0	0	
				合計(最高得点)		(100)	

(※1)申請時の取組内容については雇用政策課に確認  
(申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない)

(※2)・計画期間が満了していない行動計画に限る。  
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とする。

(※3)以下の場合を対象とする。

- ① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
- ② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

(※4)① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体
- ② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

(※5)当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

\* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。  
\* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。